
平成19年第6回玖珠町議会定例会会議録(第5号)

平成19年12月18日(火)

1. 議事日程第5号

平成19年12月18日(火) 午前10時開議

- 第1 委員会の審査結果の報告並びに報告に対する質疑
 - 第2 討論
 - 第3 採決
 - 第4 議員派遣について
 - 第5 委員会の継続審査の付託について
 - 第6 議員発議
意見書(案)の提出について
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員会の審査結果の報告並びに報告に対する質疑
 - 日程第2 討論
 - 日程第3 採決
 - 日程第4 議員派遣について
 - 日程第5 委員会の継続審査の付託について
 - 日程第6 議員発議
意見書(案)の提出について
-

出席議員(16名)

| | | | |
|-----|--------|------|---------|
| 1 番 | 尾方 嗣 男 | 2 番 | 工藤 重 信 |
| 3 番 | 河野 博文 | 4 番 | 菅原 一 |
| 5 番 | 佐藤 左 俊 | 6 番 | 柳井田 英 徳 |
| 7 番 | 松本 義 臣 | 8 番 | 清藤 一 憲 |
| 9 番 | 江藤 徳 美 | 10 番 | 宿利 俊 行 |

| | | | | | |
|-----|----|----|-----|----|-----|
| 11番 | 秦 | 時雄 | 12番 | 高田 | 修治 |
| 13番 | 藤本 | 勝美 | 14番 | 日隈 | 久美男 |
| 15番 | 後藤 | 勲 | 16番 | 片山 | 博雅 |

欠席議員（なし）

職務のため議場に参加した者の職氏名

| | | | | | |
|------|----|----|------|----|----|
| 事務局長 | 芝原 | 哲夫 | 議事係長 | 穴井 | 陸明 |
|------|----|----|------|----|----|

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | |
|-----------------|----|-----|------------------------|----|-----|
| 町長 | 小林 | 公明 | 副町長 | 日隈 | 紀生 |
| 教育長 | 西野 | 重正 | 総務課長 兼自治振興室長 | 坪井 | 万里 |
| 企画財政課長 | 秋吉 | 徹成 | 税務課長 | 大塚 | 章雄 |
| 福祉保健課長 | 松山 | 照夫 | 住民課長 | 中尾 | 拓 |
| 建設課長兼 公園整備室長 | 合原 | 正則 | 農林課長兼 農業委員会 事務局長 | 麻生 | 長三郎 |
| 商工観光課長 | 河島 | 広太郎 | 水道課長 | 佐藤 | 健一 |
| 会計管理者兼 会計課長 | 大蔵 | 喜久男 | 人権同和啓発 センター所長 | 吉野 | 多紀江 |
| 学校教育課長 | 宿利 | 博実 | 社会教育課長 兼中央公民館長 | 小川 | 敬文 |
| 社会教育課参事 | 森 | 高三 | わらべの館館長 | 酒井 | 恵一郎 |
| 行政係長 | 村木 | 賢二 | | | |

午前10時00分開議

○議長（片山博雅君） おはようございます。

ただ今の出席議員は16名であります。

会議の定足数に達しております。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

ここで暫時休憩いたします。議員は議員控室にお集まりください。執行部の皆さんはしばらくお待ちください。

午前10時00分 休憩

△

午前10時36分 開議

○議長（片山博雅君） 再開いたします。

日程第1 委員会の審査結果の報告並びに報告に対する質疑

○議長（片山博雅君） 日程第1、委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

最初に総務常任委員会の報告を求めます。

総務常任委員会委員長清藤一憲君。

○総務常任委員長（清藤一憲君） おはようございます。

総務常任委員会報告をいたします。

平成19年第6回玖珠町議会定例会において、総務常任委員会に審査の付託を受けました議案7件について、12月14日に審査した結果を報告します。

1 議案第75号 玖珠町職員の給与に関する条例の一部改正について

本案は、職員の月例給の引上げであり、初任給を中心に若年層に限定した給料の引上げ（中高齢者は据え置き）、子等にかかる扶養手当の引上げ、期末・勤勉手当の引上げ（0.05月分を引上げ、年間支給月数4.45月から4.5月分にするもの）です。今回国家公務員の給与改定に準じて、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第76号 玖珠町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

本案は、職員の育児休業に関するもので、育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その者の号給を調整することができる等、若年者層の育児に対する支援をすると共に、より育児休業を利用しやすい環境整備を計るもので、今回の地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に準じて、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、本案は、妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第77号 玖珠町国民健康保険税条例の一部改正について

本案は、国民健康保険税の徴収方法がこれまで普通徴収のみであったものが、平成20年4月より新たに特別徴収が実施されることとなったことによるものであります。国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付の支払いを受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主である場合においては、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収するものであります。

なお、年間年金受給額18万円以下の被保険者は、これまでどおり普通徴収により徴収される等の内容であります。

健康保険法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部改正により条例の整備を行うものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第78号 玖珠町税特別措置条例の一部改正について

本案は、本年「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の制定に伴い、同意集積区域における対象施設の用に供する家屋、若しくは構築物及び土地の取得価格の合計額3億円（企業立地促進法省令第4条第1号に規定する業種に係るものにあつては5億円）を超える場合に、これらの固定資産税を課税しないという条例の改正を行うものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第79号 玖珠町過疎地域自立促進計画の一部変更について

本案は、平成16年12月20日付けで議決した玖珠町過疎地域自立促進計画（平成17年度から平成21年度までの5か年）の5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進・事業計画に、くすのき保育園移転改築事業を追加するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第81号 平成19年度消防施設整備事業消防ポンプ自動車購入契約の締結について

本案は、平成19年度消防施設整備事業消防ポンプ自動車購入事業として、消防ポンプ自動車1台を購入するものであり、仕様は、総輪駆動車（4WD）低床型、乗車席はキャビン内6名、ポンプ後部4名であり、第5分団第2部に配備するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第83号 平成19年度玖珠町一般会計補正予算（第4号）について

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,296万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ79億6,852万8,000円にするものであります。

本補正の主な内容は

- ① 総務管理費、企業調整費のふるさと融資事業1億3,700万円は、企業立地により、雇用の拡大や住民福祉の増進に寄与し、工業と農業の均衡ある発展を図っていく事業であります。この度誘致した九州南部化成（株）に対し地方債を起こし、その企業に貸付を行うものであります。償還年数は据え置き期間を含め13年間で返済するものであります。
- ② 児童福祉費の児童措置費2,724万円は、保育所入所児童数の増加によるものであります。
- ③ 道路橋梁災害復旧費4,649万1,000円の減額は道路・河川災害復旧工事の工法及び工事量の変更等によるものであります。

審査の結果、本案は、妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案7件について、審査の結果の報告を終わります。

以上です。

○議 長（片山博雅君） 総務常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長江藤徳美君。

○産業建設常任委員長（江藤徳美君） おはようございます。

産業建設常任委員会報告

平成19年第6回玖珠町議会定例会において、産業建設常任委員会に審査の付託を受けました議案4件について、12月14日、執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第80号 土地の取得について

本案は、玖珠町総合運動公園の用地として土地を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び玖珠町有財産条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

審査にあたり現地調査を行い、現地において執行部より説明を受け、A、B、Cゾーンの区分等の確認をいたしました。

土地の所在地は玖珠町大字山田字豆田79番地1ほか11筆、取得面積は1万2,032.49平方メートル、取得価格は1億7,438万5,685円であります。

意見として、

①交渉の状況について

②土地の取得は予算内で済むのか

③施設の変更はできるのか

等の意見が出されました。

執行部より、次のように説明がありました。

①について、本議会まで49.4%交渉済みで、19年度末までに63.1%を予定している。

②予算内でやっていきたい。

③変更の提案があれば検討する。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第82号 町道路線の認定について

本案の烏屋・藤木線については、畜産基盤再編総合整備事業による道路拡幅工事完了に伴い町道に認定するものであり、日出生松場線については、圃場整備事業による改良工事完了に伴い町道に認定するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第85号 平成19年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,200万円を追加し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ1億549万円とするものであります。

補正の主なものは、財政健全化計画における補償金免除での繰上償還のための予算計上でありま
す。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第87号 平成19年度玖珠町水道事業会計補正予算（第2号）について

今回の補正は、職員異動、給与改定、退職積立金の率の変更によるものであります。

審査の中で、水道料金未納の件につき、処分の手続きの見直しが必要ではないか等の意見が出ま
した。

審査の結果、本案は賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会に付託を受けました議案4件について審査結果の報告を終わります。

○議長（片山博雅君） 産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番日隈久美男君。

○14番（日隈久美男君） 委員長にお尋ねします。

議案第80号の土地の取得の中の、③の、施設の変更はできるのかという問いに対して、変更の提案
があれば検討するというような執行部の答えが返っております。どのような施設の変更までできるの
か、また、そのような内容がどのように話されたかお聞きします。

○議長（片山博雅君） 委員長。

○産業建設委員長（江藤徳美君） 大枠としてはですね、変えるとやはり予算の面についてもいろいろ
変動が大きくなるので、今回、一般質問でもお話があったように、パークゴルフ場ですかね、ああい
う件について、また、議員等からそういう意見があった場合に、また検討はしたいというようなお話
でございました。

○議長（片山博雅君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、文教民生常任委員会の報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長 秦 時雄君。

○文教民生常任委員長（秦 時雄君） おはようございます。

文教民生常任委員会報告

平成19年第6回玖珠町議会定例会において、文教民生常任委員会に審査の付託を受けました議案2件、
陳情3件について、12月14日に審査した結果を報告します。

1 議案第84号 平成19年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,784万5,000円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ24億1,355万7,000円とするものであります。補正の主なものは、一般被保険者と退職被保険者数の異動に伴い組み替えをするものであります。意見として、電算システムの委託料は金額等の精査を行い、委託業者からいわれるままの不適正な金額で契約をしないようにとの発言がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第86号 平成19年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

本案は、保険給付費の決算見込みに伴う組み替えであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 陳情第12号 後期高齢者医療制度の凍結、撤回を国に求める陳情書

本陳情は、2007年社会保障要求自治体キャラバン 代表 年金者組合大分県本部執行委員長 角安彦氏より提出されたものであります。

本陳情の趣旨は、2008年4月1日から「後期高齢者医療制度」が発足することになっており、制限医療の導入の検討など高齢者に大きな負担を強いるものであり、高齢者がこれまでどおり安心して医療が受けられるように「後期高齢者医療制度の凍結、撤回を国に求める意見書」の提出をお願いしたいというものであります。

慎重なる審査を行い、各委員より大筋次のような意見が出されました。

- ① 急速な高齢化に伴って老人医療費が増大する状況の中で、各市町村において老人医療制度の運営に大きな財政負担が生じている。後期高齢者医療制度が大分県全体を1つの区域として広域的な運営をすることにより、財政的な安定を図るものであり、平成20年4月1日からスタートする運びになっている。
- ② 後期高齢者の負担が増えるが、国は来年4月から新たに負担する予定だった保険料を半年間（20年4月から9月まで）免除し、その後の半年間（20年10月から21年3月）は9割軽減をし、21年4月以降については、検討していくことになっている。
- ③ 平成19年11月9日に大分県後期高齢者医療広域連合議会が開催され、本連合議会に対して大分県社会保障推進協議会会長賀来 進氏より後期高齢者医療制度の中止、見直しを国に求める請願が提出されたが、反対多数で否決され、不採択となった。

各委員からの本陳情に対しての賛成の意見はありませんでした。

審査の結果、全会一致で不採択すべきものと決しました。

4 陳情第13号 最低保障年金制度の実現を求める陳情書

本陳情は、2007年社会保障要求自治体キャラバン 代表 年金者組合大分県本部執行委員長 角安彦氏より提出されたものであります。

本陳情の要旨は次のとおりです。

全国市長会は、将来に向けて持続可能な年金制度を構築するため、最低保障年金を含め国民的な議論と見直しを国に求めています。また、国連社会権規約委員会は2001年8月、日本政府に対し

て「最低年金」の必要性を勧告しています。このような情勢の中、最低保障年金制度の実現と「消えた年金」問題の早急な解決を求める国への意見書提出をお願いしたいというものであります。

反対意見として

① 年金を納めていない者が保障される制度はおかしい。

賛成意見として

① 国民が安心して暮らせる制度にしなくてはならない。

② 同じ国民でありながら格差があつていいのか。最低保障年金は国が保障しなくてはならない。

③ 無年金者の中には生活保護を受けている人も多い。社会保障制度全体の中で対策が必要だ。

④ 将来的には最低保障年金制度の実現が望ましい。

⑤ 消えた年金について年金加入者全員の照合が否定的な状況にある。しかし、国の責任において一人ももれなく解決してもらいたい。

審査の結果、原案のとおり賛成多数で採択すべきものと決しました。

したがって、本陳情の願意を国の関係機関に当議会の意思として意見書（案）の提出を用意しています。

5 陳情第14号 医師・看護師などを大幅に増員させるための法改正を求める陳情書

本陳情は、2007年社会保障要求自治体キャラバン 代表 年金者組合大分県本部執行委員長 角安彦氏より提出されたものであります。

本陳情の要旨は次のとおりです。

医師・看護師不足による医療現場の危機的状況を打開するため、医師・看護師などを大幅に増員するために必要な法律を制定・改正し、安心して医療が受けられるように国の財源を医療・社会保障に使うように求める国への意見書提出をお願いしたいというものです。

意見として

① 平成19年9月議会で、地域医療を守るための医師養成数増加を求める意見書を提出した。その中で、大分県下での医師不足による地域医療の深刻な状況を提示してきた。

② 県内では、大分市や別府市に医師・看護師が集中している。

③ 看護師が条件のよい県外の都会に流出している。

④ 東京から大分に看護師のスカウトに来る時代である。

⑤ 都市部と地域周辺部の看護師の賃金格差がある。

⑥ 日本の医師数は人口1,000人当たり2人であり、ヨーロッパ先進国のイタリア4.2人、フランス3.4人、ドイツ3.4人に比べ非常に少ない。

審査の結果、原案のとおり全会一致で採択すべきものと決しました。

従って、本陳情の願意を国の関係機関に当議会の意思として意見書（案）の提出を用意しています。

以上、文教民生常任委員会に付託を受けました議案2件、陳情3件について、審査結果の報告を終わります。

以上です。

○議 長（片山博雅君） 文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。
質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。
文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。
以上で各委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第2 討論

○議 長（片山博雅君） 日程第2、これより討論を行います。
議案第75号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 議案第76号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 議案第77号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 議案第78号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 議案第79号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 議案第80号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (片山博雅君) 議案第81号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (片山博雅君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (片山博雅君) 議案第82号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (片山博雅君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (片山博雅君) 議案第83号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (片山博雅君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (片山博雅君) 議案第84号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (片山博雅君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (片山博雅君) 議案第85号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (片山博雅君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (片山博雅君) 議案第86号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (片山博雅君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (片山博雅君) 議案第87号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (片山博雅君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (片山博雅君) 以上で討論を終わります。

日程第3 採決

○議 長 (片山博雅君) 日程第3、これより採決を行います。

議案第75号から議案第78号の4議案は、条例の一部改正についてであります。

別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

議案第75号から議案第78号の4議案について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（片山博雅君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第75号から議案第78号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第79号は、玖珠町過疎地域自立促進計画の一部変更についてであります。

議案第79号については、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（片山博雅君） 起立全員です。着席してください。

よって、議案第79号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第80号は、土地の取得についてであります。

議案第80号については、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議 長（片山博雅君） 起立多数です。着席ください。

よって、議案第80号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第81号は、平成19年度消防施設整備事業消防ポンプ自動車購入契約の締結についてであります。

議案第81号については、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（片山博雅君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第81号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第82号は、町道路線の認定についてであります。

議案第82号については、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（片山博雅君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第82号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第83号は、平成19年度玖珠町一般会計補正予算についてであります。

議案第83号については、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(片山博雅君) 起立多数です。着席ください。

よって、議案第83号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第84号から議案第87号までの4議案は、平成19年度玖珠町特別会計補正予算並びに水道事業会計の補正予算についてであります。

別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(片山博雅君) 異議なしと認めます。

議案第84号から議案第87号までの4議案は、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(片山博雅君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第84号から議案第87号の4議案は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、常任委員会に審査の付託を行いました陳情3件について、採決を行います。

陳情第12号、後期高齢者医療制度の凍結・撤回を国に求める陳情について採決を行います。

陳情第12号についての委員長報告は不採択であります。

お諮りします。

陳情第12号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○議長(片山博雅君) 起立少数です。

よって、陳情第12号は、不採択とすることに決しました。

次に、陳情第13号、最低保障年金制度の実現を求める陳情について採決を行います。

陳情第13号についての委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(片山博雅君) 起立全員です。着席ください。

よって、陳情第13号は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第14号、医師・看護師などを大幅に増員させるための法改正を求める陳情について採決を行います。

陳情第14号についての委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(片山博雅君) 起立全員です。着席ください。

よって、陳情第14号は、委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

日程第4 議員派遣について

○議長(片山博雅君) 日程第4、議員派遣についてを議題といたします。

今定例会より3月定例会まで、別紙議員派遣について、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(片山博雅君) 異議なしと認めます。

よって、本件は議決されました。

日程第5 委員会の継続審査の付託について

○議長(片山博雅君) 日程第5、委員会の閉会中の継続審査の付託についてお諮りいたします。

本定例会において、基地対策特別委員会について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります継続審査付託表のとおり、担当委員会に閉会中の継続審査を付託することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(片山博雅君) 異議なしと認めます。

次に、議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

議会運営委員長より、議会運営について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(片山博雅君) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の審査を付託することに決しました。

日程第6 議員発議

意見書(案)の提出について

○議長(片山博雅君) 日程第6、議員発議を議題といたします。

意見書(案)が2件提出されています。

これを、ただちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

発議第14号 秦 時雄議員外3名から、お手元に配付しております、最低保障年金制度の実現に関する意見書（案）について、提出者の説明を求めます。

提出者11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君）

発議第14号

平成19年12月18日

玖珠町議会

議長 片山博雅 殿

| | | | |
|-----|---------|----|----|
| 提出者 | 玖珠町議会議員 | 秦 | 時雄 |
| 賛成者 | 々 | 工藤 | 重信 |
| 々 | 々 | 後藤 | 勲 |
| 々 | 々 | 宿利 | 俊行 |

最低保障年金制度の実現に関する意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

最低保障年金制度の実現に関する意見書（案）

「消えた年金」問題は、国民に大きな衝撃を与えました。国の責任で一人残らず早急に解決し、年金への信頼を図ることが求められています。

900万人を超える国民年金だけの人の平均年金月額が4万7,000円にすぎません。無年金者は、現在100万人を超えるものと見られます。増大する無年金・低年金者は、苦しい生活を余儀なくされています。その上高齢者には、国保・介護保険料の引き上げ、医療制度の「改革」による負担増が加わります。

去る8月10日に発表された昨年度の国民年金保険料納付率は、66.3%にとどまり、前年度を0.8%下回るものでした。04年「年金改革」の前提とされていた2007年度80%達成は絶望的な状況です。格差と貧困が増大する中、高すぎる保険料を払えない人たちが増大しているからです。

日本の公的年金制度は、その役割を果たせなくなっています。地域経済への打撃も深刻です。

最低保障年金制度以外に公的年金制度をよみがえらせる道はありません。全国市長会も昨年11月に続き6月、「将来に向けて持続可能な年金制度を構築するため」最低保障年金を含め国民的な議論と見直しを求める要望を国へ提出しました。

また、国連社会権規約委員会は2001年8月、日本政府に対して「最低年金」必要を勧告していま

す。

以上の趣旨をご理解いただき、次の事項を実現されるよう要望します。

- 1 国の責任で一人残らず「消えた年金」問題を早急に解決すること。
- 2 最低保障年金制度を一日も早く実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月18日

大分県玖珠町議会

議長 片山博雅

内閣総理大臣 福田康夫 殿

厚生労働大臣 舩添要一 殿

以上です。

○議長（片山博雅君） ただ今提出者から説明がありましたが、これについて質疑ありませんか。
（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本意見書の提出に賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（片山博雅君） 起立多数です。

よって、本意見書（案）は可決されました。

○議長（片山博雅君） 次に、発議第15号、秦 時雄議員外4名から、お手元に配付しております、医師・看護師などを大幅に増員させるための法改正を求める意見書（案）について、提出者の説明を求めます。

提出者、11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君）

発議第15号

平成19年12月18日

玖珠町議会

議長 片山博雅 殿

| | | | |
|-----|---------|-----|----|
| 提出者 | 玖珠町議会議員 | 秦 | 時雄 |
| 賛成者 | 々 | 工藤 | 重信 |
| 々 | 々 | 後藤 | 勲 |
| 々 | 々 | 宿利 | 俊行 |
| 々 | 々 | 柳井田 | 英徳 |

医師・看護師などを大幅に増員させるための法改正を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

医師・看護師などを大幅に増員させるための法改正を求める意見書（案）

第166回通常国会の参議院本会議において、①医師・看護師など医療従事者を大幅に増員すること。②看護職員の配置基準を、夜間は患者10人に対して1人以上、日勤時は患者4人に対して1人以上とするなど、抜本的に改善すること。③夜勤日数を月8日以内に規制することなど、「看護職員確保法」等を改正することを内容とする請願が全会一致で採択されました。

医師不足によって地域の病院が閉鎖され、看護師不足のため病棟が閉鎖されたなどなど、深刻な事態が進行しています。また、入院ベッドが減らされて入院できないことや、医療費が高くて払えないなど、必要な医療が受けられない事態も発生しています。さらに、現場では、長時間・過密労働や低賃金のために退職する医師、看護師などが後をたちません。こうした危機的な状況を打開することは、広範な国民の切実な声となっています。

医師・看護師などを大幅に増員するために必要な法律を制定・改正し、国民が安心して医療が受けられるように、国の財源を医療・社会保障に使うように求めるものです。

医師・看護師等の大幅増員の対策を講じるために、以下の事項について要望するものです。

記

- 1 医師・看護師など医療従事者を大幅に増員すること。
 - 1 看護職員の配置基準を夜間は患者10人に対して1人以上、日勤時は患者4人に対して1人以上とするなど、抜本的に改善すること。
 - 1 夜勤日数を月8日以内に規制するなど「看護職員確保法」等を改正すること。
 - 1 医師の養成を大幅に増やし、勤務条件の改善を図るため、医師確保に向けての必要な法律を制定すること。
 - 1 医療・社会保障予算を大幅に引き上げて、国民が安心して医療が受けられるようにすること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月18日

大分県玖珠町議会

議長 片山博雅

内閣総理大臣 福田康夫 殿

厚生労働大臣 舛添要一 殿

財務大臣 額賀福志郎 殿

文部科学大臣 渡海紀三朗 殿

総務大臣 増田寛也 殿

○議長（片山博雅君） ただ今、提出者から説明がありましたが、これについて質疑ありませんか。
（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本意見書（案）の提出に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（片山博雅君） 起立全員です。

よって、本意見書（案）は可決されました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

ここで、町長より発言の申し出がありましたので、これを許します。

小林町長。

○町長（小林公明君） 平成19年第6回玖珠町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、去る12月の5日から本日18日までの14日間の会期でありましたけれども、議員の皆様方には、年末の公私ともに大変ご多忙の中をご出席いただき、ご提案申し上げておりましたそれぞれの議案につきまして、慎重かつ熱心にご審議賜り、いずれの案件もご承認をいただきまして、まことにありがとうございました。

本会議をはじめ各常任委員会におきます審議や審査、協議の過程におきましては、本町が直面する多くのご意見、様々な問題につきまして、熱心なご論議と多くの意見等をいただいたところでございます。これらのご意見、ご提案につきましては、これを真摯に受け止めまして、これから取り組みます。来年度、新年度の予算編成や、玖珠町行財政改革5ヵ年計画に基づきます各種改革プランの推進につきまして、町民の皆さんをはじめ関係機関や団体に対して十分ご説明を申し上げ、ご理解をいただいたうえで、協働のまちづくりにご参加を賜りたいというふうに考えている次第であります。

さて、ここで19年を振り返ってみますと、1月8日に開催いたしました玖珠町の成人式、町内167名の新成人が参加されたところであります。そして、10日に開催されました平成19年玖珠町消防特別点検につきましては、団員385名の参加の下、議員各位の皆さんにもご参列をいただいた中で、寒い中にも手際よく、住民の身体生命財産を守るための各種点検がスムーズに行われたところであります。

また、3月「町民の日」の3月1日には、町政の発展に功績のありました2氏2団体の方々を表彰申し上げます。厳粛に挙行いたしましたところであります。当日は、作家の落合恵子さんをお迎えして、記念講演をしていただき、3月1日の「町民の日」町民の皆さんと一緒にお祝いできたことを大変嬉しく思っている次第であります。

そして4月であります。玖珠町議会議員選挙が行われ、これまでの定数20名から16名に減員とい

う激戦の中に、現在ここにおられます皆様方が、町民の皆さんの厚いご支持を受け、見事当選されたわけでありまして、良識の府であり民主主義の殿堂でありますこの議場に、こうして登壇されているわけでありまして、改めてお祝いを申し上げたいと思います。

同じく、4月20日には大分県庁におきまして、大分県知事立会いの下、南部化成株式会社との企業立地協定を結ぶことができました。現在、同社施設の整備が進められているところでありまして、来年4月の操業が待たれるところであります。企業立地は、ご案内のように、地域の活性化に直ちにつながるということから、実は、昨日もある企業を訪問し、企業誘致に向けた取組みをしているところであります。企業立地を促進して、当町の活性化に役立てたいというふうを考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力を今後ともお願いする次第であります。

次に、5月9日には町民と行政との協働による、地域づくりを目指して結成された各地区のコミュニティ設立記念式典をメルサンホールで開催したところであります。現在、各地区のコミュニティとも、それぞれユニークで個性豊かなまちづくり活動を実践していただいているところであり、今後において、町としても全力でこの活動をご支援申し上げたいと考えております。

さて、今年の夏はとても暑い日が続きましたけれども、8月9日には、我が玖珠町が気温36.9度を観測しまして、日本で一番暑い日になったところであります。ただ、昨今の厳しい寒さを考えますと、これが4ヶ月前であったとはとても思われないうところでありまして、皆さん方の記憶の中にも残っているというふうに思うところであります。

次に、来年9月に開催されます、第63回国民体育大会ホッケー競技のリハーサル大会として開催いたしました「全日本社会人ホッケー選手権大会」、10月20日から5日間メルヘンの森スポーツ公園におきまして、天候にも恵まれ、大会関係者などの協力のもとに、盛会裏に実施することができました。今大会に参加された日本のトッププレイヤーの皆さんによりまして、当町のホッケー競技場について絶賛のお言葉もいただいたところでありまして、現在、議員の皆様もご承知のとおり、来年の北京オリンピックへの出場を目指します日本代表男子チーム、オールジャパンでありますけれども、このチームが本町での強化合宿をさせていただいており、日本のトッププレイヤーの皆さん方が練習に励んでおられますことは、この玖珠町として大変喜ばしいことであるというふうに思っております。

以上、平成19年中の本町における主要な出来事を振り返りましたけれども、来年も町政執行に全力を尽くす所存でございます。議員各位のご協力をお願い申し上げます。

さて、今年の世相を表わします今年の漢字に「偽」という字が選ばれ、京都市東山区の清水寺で12月12日に森 清範貫主が縦1.5メートル横1.3メートルの特和紙に揮毫をされておられました。その選定理由として、食品の産地や賞味期限の改ざん、人材派遣会社の偽装請負など相次いで発生したことが理由と報道されております。日本漢字能力検定協会、これは京都市にございますけれども、ここが公募した、応募のあった9万816票のうち、偽という字が実に1万6,550票でトップを占めておりまして、以下は「食」、それから「嘘」、「疑」が続いたようであります。森貫主が、このような字が選ばれることはとても恥ずかしく、悲憤に耐えない、己の利ばかりを望むのではなく、分を知り、自

分の心を律する気持ちを取り戻してほしいと話しておられましたけれども、全く同感でありまして、今日、毎日のように報道されます多くの痛ましい事件、事故を耳にする度に、日々深刻となっていく地域コミュニティの薄れ、家族間の連携の薄れ、人への思いやり、気遣いの大切さを痛感する次第であります。

玖珠町におきましては、来年は「偽」のない平和で穏やかな安心して暮らしていける年になればと思っております。

今年も残すところあとわずかとなりましたけれども、議員の皆様方には、新たな年におかれましては、更なる町政の進展と町民福祉の向上のために一層のご活躍をいただきますよう、心からお願い申し上げます。

結びに、来る新しい年が希望に満ちた輝かしい年でありますよう、心からご祈念申し上げ、閉会にあたってのお礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（片山博雅君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今年は、議員の皆様、春の統一地方選挙が行われ、新しい議会構成の下、議会運営に当たっていただきました。

本定例会においても、12月5日開会以来、本日まで14日間にわたり、執行部とともに終始極めて真剣なご審議をいただき、それぞれの重要案件も適切、妥当な結論を得ましたことを感謝申し上げます。

今年1年を振り返ってみますと、今年の漢字一文字「偽」に象徴されますように食品、食肉、和洋菓子など次々に偽装が発覚、また、年金記録不備問題、汚職事件等もあり、国民や消費者が騙された暗い1年でありました。

来る年は、議員各位、町執行部、そして町民の皆様が、輝かしい希望の持てる新年でありますようご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

これもちまして、平成19年第6回玖珠町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年12月18日

玖 珠 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員